

令和5年9月市議会定例会議  
建設水道常任委員会資料

議案第103号

- 1 福島市職員の給与に関する条例及び福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 …… P.2  
(水道局所管分)

水道局

(議案第103号)

福島市職員の給与に関する条例及び福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

## 1 条例改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本市に派遣された職員に支給する災害派遣手当にかかる引用条項及び用語の改正を行う。

## 2 法改正の概要

国は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正し、令和5年9月1日から施行された。

これにより、国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した時から職員の派遣が可能となり、併せて、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とされていた災害派遣手当について、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と名称が改められた。

## 3 条例改正の概要

本市に派遣された職員に支給する災害派遣手当の名称を下表のとおり改めるほか、引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法の条番号を改める。

区分	手当名
改正前	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当
改正後	特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

## 4 条例の施行予定日

公布の日から施行(令和5年9月1日から遡及適用)